

## 消費税の総額表示方式の実施に伴う調査

**Q** : 中小企業庁より「消費税の総額表示方式の実施に伴う小売業者と下請事業者との取引に関する調査について」の調査結果が発表されたそうですが、内容を教えてください。

**A** : 調査結果は、次のとおりです。

### 【解説】

平成16年4月からの消費税の総額表示の義務付けに伴い、小売業者による納入業者及び下請事業者に対する不当な値引き・従業員派遣要請等の優越的地位の濫用が懸念され、公正取引委員会では、昨年12月に独占禁止法等上の考え方を明らかにしました。これを受けて、中小企業庁は、この考え方に違反して不当な値引き等のいわゆる下請いじめが行われていないかを把握するため今年2月に調査を実施しました。調査は、下請事業者1,000社に調査票を送付、272社から回答がありました。

調査結果を見ると、「値札変更等に伴う経費を一方的に負担」が57社(21.0%)、「システム変更に係る経費を一方的に負担」が39社(14.3%)、「一方的な下請代金引き下げ」が17社(6.3%)などとなっています。(以上、重複回答あり)なお、不当な要請がなかったとの回答は198社(72.8%)に達しています。

下請事業者から指摘があった小売業者については順次、立入検査等を実施し、事実関係・小売業者の見解等の聴取を行った上、事実関係の再確認・改善・報告を求めているところで、引き続き、フォローアップを実施し、取引の状況を監視していくとしています。

